

税理士が  
おさえておくべき  
改正民法の  
実務参考書！

知らなきゃ困る！

# 税理士業務のための 民法改正ハンドブック

—債権法編— 内田久美子 編著

知らなきゃ困る！

税理士業務のための

## 民法改正

ハンドブック

—債権法編—

弁護士 内田久美子 [編著]

和田倉門法律事務所 民法研究会 [著]

民法が変わる！  
税理士業務への  
影響は？

120年ぶりの民法(債権関係)改正。  
税務実務への影響や顧客との契約など、  
押さえるべきポイントは山積み！  
Q&Aでわかりやすい税理士必携の書。

第一法規

A5判/284頁

定価 本体2,200円+税

消滅時効や法定利率の変更等による  
税理士業務への影響について詳説

### 本書の特色

- 税理士業務に直接関係する民法の改正点をQ&Aでわかりやすく解説
- 税理士業務に精通する弁護士の解説で、改正の趣旨・要点がよくわかる
- 現在審議中の相続法改正の動向についても付録で紹介



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

**4** 「消滅時効期間が統一されるとのことですが、どのように統一されるのでしょうか。税理士報酬や税理士賠償責任の消滅時効期間はどう変わるのでしょうか。」

—消滅時効期間—

**A** 消滅時効期間については、職業別の短期消滅時効や商事消滅時効といった例外が廃止され、できる限り、民法における原則的な消滅時効期間を適用するよう改正されます。

原則的な消滅時効期間については、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という二元的な制度とされました。税理士報酬債権、税理士賠償責任のうち債務不履行に基づくものについては、原則的な消滅時効期間が適用されます。税理士賠償責任のうち不法行為に基づくものについては主観的起算点から3年、客観的起算点から20年の二元的な時効の対象となります。

【改正のポイント】

- ① 職業別の短期消滅時効(改正前民法170条～174条)は廃止されます。
- ② 商事消滅時効(商法522条)は廃止されます。
- ③ 原則的な消滅時効期間と起算点が見直され、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年の二元的な制度となりました。

解説

**1 改正前民法の定めと問題点(改正の趣旨など)**

改正前民法における債権の消滅時効期間は、原則10年とされ(改正前民法167条1項)、第170条から第174条において職業別に3年・2

年・1年の短期消滅時効期間が定められていました(以下「職業別の短期消滅時効」といいます)。

また、実務上重要な短期消滅時効期間として、商法522条により、商事債権に関して5年の消滅時効期間が定められていました(以下「商事消滅時効」といいます)。

しかし、職業別の短期消滅時効については、①専門家でない人にとって、10年・3年・2年・1年のどの期間が適用されるかの判断が困難であること、②そもそもどの職種にあたるのか専門家でも判断が分かれ、また、新しい職種に対応できないこと等の問題が指摘されていました。

また、商事消滅時効についても、同じ貸付でも株式会社である銀行による貸付けには、商事消滅時効の対象となり時効期間が5年となるのに対し、信用金庫による貸付けだと時効期間が10年となることについて、必ずしも合理的ではないとの問題が指摘されていました。

そこで、今後の債権法改正にあたって、消滅時効期間を見直す必要があるとの指摘がされていました。

**2 改正内容**

改正後民法では、職業別の短期消滅時効(改正前民法170～174条)が廃止され、それに伴い商事消滅時効(商法522条)も廃止されました。また、原則的な消滅時効期間については、主観的起算点から5年と客観的起算点から10年間の二元的な期間構成(改正後民法166条1項)が採用されました。

(1) 職業別の短期消滅時効の廃止

改正後民法は、改正前民法第170条から第174条を廃止しました。これにより、これまで職業別の短期消滅時効の対象となっていた債権についても、原則的な消滅時効期間が適用されることになりました。

職業別の短期消滅時効の廃止については、参議院において「書面に

目次

section 1 改正の経緯・趣旨・概要など

- Q 1 改正の概要
  - Q 2 改正の施行期日
- section 2 民法総則(消滅時効・錯誤)
- Q 3 消滅時効に関する改正の概要
  - Q 4 消滅時効期間
  - Q 5 消滅時効の起算点
  - Q 6 損害賠償請求権の消滅時効
  - Q 7 消滅時効期間の更新事由、完成猶予事由
  - Q 8 協議を行う旨の合意による消滅時効の完成猶予
  - Q 9 商事消滅時効の廃止
  - Q 10 消滅時効の改正に関する経過規定
  - Q 11 錯誤

section 3 法定利率

- Q 12 法定利率の変動制
- Q 13 適用利率の基準時
- Q 14 商事法定利率の廃止
- Q 15 未払い税理士報酬の遅延損害金
- Q 16 経過措置

section 4 債務不履行

- Q 17 税理士賠償責任と免責事由
- Q 18 損害賠償の範囲
- Q 19 過失相殺
- Q 20 賠償額の予定
- Q 21 経過措置

section 5 契約の解除・危険負担

- Q 22 催告による解除の要件
- Q 23 無催告解除の要件
- Q 24 債権者に帰責事由がある場合の解除
- Q 25 解除に関する経過措置
- Q 26 危険負担

section 6 多数当事者(連帯債務)

- Q 27 不可分債務と連帯債務の概念整理
- Q 28 「連帯債務者の一人」について生じた事由の効力
- Q 29 連帯債務と相殺
- Q 30 連帯債務者間の求償関係

section 7 保証

- Q 31 個人保証の制限および公正証書の作成
- Q 32 保証人に対する情報提供義務
- Q 33 根保証の改正の概要
- Q 34 保証人が法人である根保証契約と求償権についての保証契約
- Q 35 保証人の通知と求償権
- Q 36 その他の保証の改正、経過措置等

section 8 定型約款

- Q 37 定型約款の概要
- Q 38 みなし合意
- Q 39 不意打ち条項・不当条項の除外
- Q 40 定型約款の開示
- Q 41 定型約款の変更
- Q 42 経過措置等

section 9 売買(担保責任)

- Q 43 売買の改正の概要
- Q 44 担保責任
- Q 45 物が契約不適合の場合の手段
- Q 46 権利が契約不適合の場合の手段
- Q 47 期間制限

section 10 賃貸借

- Q 48 賃貸借の改正の概要
- Q 49 賃貸人たる地位の移転等
- Q 50 賃借権に基づく妨害排除請求
- Q 51 賃借目的物の修繕等
- Q 52 敷金
- Q 53 原状回復

section 11 請負

- Q 54 仕事の完成と請負代金
- Q 55 修補請求

section 12 委任

- Q 56 委任契約の解除

附章 相続法改正の動向

- Q 1 相続法改正の概要
- Q 2 配偶者の居住権保護のための方策
- Q 3 遺産分割に関する見直し
- Q 4 遺言制度に関する見直し
- Q 5 遺留分制度に関する見直し
- Q 6 相続人以外の貢献を考慮するための方策

詳細・お申し込みはこちら

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

